

障がいのある方へのサービス

身体障害者手帳・療育手帳◆社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627 Eメール hukushi@town.kaita.lg.jp
 精神障害者保健福祉手帳◆保健センター ☎823-4418 ☎823-0020 Eメール hoken@town.kaita.lg.jp

サービス	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費助成	重度の障害者（身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳④、A、⑥）の保険診療の自己負担について助成。 [自立支援（更生・育成）医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 ・人工透析療法、人工関節置換術など		[自立支援（精神通院）医療] 在宅の精神障害者の通院による精神医療費の助成。
特別児童扶養手当	重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額51,500円 ・2級月額34,300円（平成28年4月に額改定）		
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳以上の方に支給。 ・月額26,830円（平成28年4月に額改定）		
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳未満の児童に支給。 ・月額14,600円（平成28年4月に額改定）		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障害児の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者扶養共済	障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障害者に支給。（所得に応じて、掛金の半部分が町から助成されます。）		
障害福祉サービス	障がいのある方の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。 居宅介護、短期入所、施設入所、就労移行支援、就労継続支援など		
障害児通所支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援		
地域生活支援事業	地域特性に応じて、障がいのある方の社会生活を援助するための支援。 移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、緊急通報システム、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業など		
補装具費給支	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 ・補聴器、車椅子、義肢など		
日常生活用具の給付	障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 ・入浴補助用具、ストマ用具、住宅改修、聴覚障害者用通信装置（FAX）など		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がいのある方に対し通所交通費の一部（1日280円を上限）を助成。		
手話通訳者派遣	聴覚に障がいのある方に手話通訳者を派遣。依頼は（社）広島県ろうあ連盟へ（FAX252-0309またはEメール hrren@do3.enjoy.ne.jp）		
要約筆記者派遣	聴覚に障がいのある方などに要約筆記者を派遣。依頼は社会福祉課のFAXやEメールでも可。Eメールの際は、必ず件名に「要約筆記依頼」と入れ、派遣についての詳細を入力してください。Eメールで依頼調整をします。		
重度障害者福祉タクシー助成	対象となる重度障害者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。 年間24枚（腎臓機能障害の身体障害者手帳1級および2級保持者は年間48枚）を限度にタクシー乗車券を交付します。		
税制上の優遇	所得税、住民税や自動車税や新マル優制度など、税制面での優遇。		
相談事業	障がいのある方やその家族などからの相談を受けています。 海田町役場 社会福祉課 ☎823-9207 【身体障害者・知的障害者・障害児】 海田町役場 保健センター ☎823-4418 【精神障害者・難病等患者】 海田町社会福祉協議会 ☎820-0294 【障害者・障害児】 社会福祉法人 柏学園 ☎282-6500 【障害児・知的障害者】		こころの相談について、詳しくは広報19ページをご覧ください。
その他	障害者相談員 【身体】 竹本 誠 ☎823-2288 海老原 由訓 ☎823-6247 建道 哲郎 ☎823-2322 【知的】 道下 政子 ☎823-1446		
その他	思いやり駐車場利用証交付、難聴児補聴器購入助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金生活福祉資金の貸付、運賃割引など		

※各サービスを受けるためには、それぞれ申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。詳しくは担当課に問い合わせてください。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役です

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

社会福祉課

☎823-9207
☎823-9627

く広げよう 地域に根ざした思いやり

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、地域の身近な相談役です。
 生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、同じ地域の一員として相談に応じ、関係機関と手を取り合い、さまざまな形で支援活動を行っています。
 また、主任児童委員は、主に子どもに関する支援活動を行います。
 守秘義務があり、相談内容や秘密が外に漏れることはありませんので、安心して相談してください。

●民生委員・児童委員の活動内容

- ・高齢者などの安否確認
- ・子育て支援活動
- ・経済的な困窮など、生活上の心配ごとに対する相談
- ・福祉やさまざまなサービスの紹介
- ・地域の福祉に関する調査
- ・住民の皆さんのさまざまな相談への対応 など

●海田町の民生委員・児童委員

海田町では現在33名の民生委員・児童委員と2人の主任児童委員が活動しています。各委員の担当地区は一覧表のとおりです。
 生活上の困りごとがあればお気軽に相談してください。

困った時はご相談ください

担当地区	氏名	
幸町	大久保 妙子	
成本	林 紀子	
石原	岡田 敦子	
畝一丁目2～10	不在	
畝二丁目7、8、9	木谷 京子	
畝一丁目1、11～25 畝二丁目1～6、10～14	檜崎 タズ子	
砂走	森井 孝雄	
蟹原一丁目	見代 慶子	
蟹原二丁目	清水 洸	
西浜	武良 智恵子	
浜角	不在	
三迫一丁目	津守 豊	
稲葉、三迫二丁目1、4、6、7、9、10	正田 民子	
三迫二丁目2、3、5、8、11～20、三迫三丁目	百本 邦子	
東一丁目、東二丁目	實久 妙子	
寺迫一丁目、寺迫二丁目	不在	
国信一丁目、曾田	二井野 紜	
国信二丁目	植野了	
主任児童委員（全域）	脇本 雄樹	
主任児童委員（全域）	中神 裕子	

民生委員・児童委員

担当地区	氏名	
上市	向井 良明	
中店	百本 政喜	
稻荷町	松岡 茂子	
新町	俵 尚子	
窪町	信本 真理	
つくも町	不在	
明神町、南明神町、南つくも町、寿町	川東 信行	
大正町、堀川町	宮本 幸二郎	
南堀川町、栄町2、6	和田 徳枝	
南大正町、栄町1、3、4、5、7	不在	
昭和町	木村 泰子	
南昭和町	勝丸 郁子	
昭和中町	乗越 千穂子	
東昭和中町	森 誠治	
日の出町	北川 正男	
月見町	下森 愛子	
南本町	渡部 香代子	
曙町	秋田 博	
南幸町5～10、16	不在	
南幸町1～4、11～15	瀧 淑子	
大立町	市川 正美	

人権擁護委員とその活動について

社会福祉課

☎823-9207
☎823-9627

●海田町の人権擁護委員について
 現在の海田町の人権擁護委員は次のとおりです。
 佐々木登貴子（ささきとぎこ）
 俵尚子（たわらなおこ）
 植野敏彦（うえのとしひこ）

●人権擁護委員の活動について
 人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

また、人権擁護委員は、人権侵害による被害者を救済するための活動を行っており、「人権を侵害された」といった被害者からの申告などを受けて、救済活動を開始します。この救済活動は、法務局の職員と協力して、情報の収集、人権侵害事件の調査、処理に当たったり、事案によっては調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し、円滑な解決を図ることも行います。